# 藤沢市長 鈴 木 恒 夫 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗藤沢市監査委員 中 川 隆 藤沢市監査委員 塚 本 昌 紀藤沢市監査委員 渡 辺 光 雄

# 平成25年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成25年度健全化判断比率審查意見書

### I審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- Ⅲ審査の期間

2014年(平成26年)8月14日から同月22日まで

#### Ⅲ審査の要領

- 1 市長から提出された平成25年度健全化判断比率(実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率 及び将来負担比率の4指標)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき,適正 に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用した。

#### Ⅳ 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成25年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれ も適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準
実質赤字比率	_	_	_	_	11.25
連結実質赤字比率	_	_	_	_	16.25
実質公債費比率	2. 3	3. 4	4. 6	6. 3	25.0
将来負担比率	17.7	23.8	33.1	35.6	350.0

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「-」で表示している。

#### 2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率はマイナス 14.24%となっており、平成24年度のマイナス 10.83%と 比較すると 3.41ポイント改善している。 したがって,早期健全化基準の 11.25%と比較すると 25.49ポイント下回っており,良好な状態にあると認められる。

### (2) 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率はマイナス28.62%となっており、平成24年度のマイナス25.49%と比較すると3.13ポイント改善している。

したがって,早期健全化基準の 16.25%と比較すると 44.87ポイント下回っており,良好な状態にあると認められる。

### (3) 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は2.3%となっており、平成24年度の3.4%と比較すると1.10ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 25.0%と比較すると 22.7ポイント下回っており、良好な状態にある と認められる。

### (4) 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は17.7%となっており、平成24年度の23.8%と比較すると6.1ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の 350.0%と比較すると 332.3ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 藤沢市長 鈴 木 恒 夫 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗藤沢市監査委員 中 川 隆 藤沢市監査委員 塚 本 昌 紀藤沢市監査委員 渡 辺 光 雄

# 平成25年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成25年度資金不足比率審查意見書

I 審 査 の 対 象

平成25年度下水道事業費特別会計資金不足比率

Ⅱ審査の期間

2014年(平成26年)8月14日から同月22日まで

#### Ⅲ審査の要領

- 1 市長から提出された平成25年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿 の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査 手続を適用した。

### Ⅳ 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成25年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比	率 名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資金	金不足比率	_	_	_		20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「一」で表示している。

#### 2 個別意見

平成25年度の資金不足比率はマイナス 10.2%となっており,平成24年度のマイナス 11.2%と比較すると 1.0ポイント悪化しているものの,経営健全化基準の 20.0%と比較すると 30.2ポイント下回っており,なお良好な状態にあると認められる。

しかしながら、資金不足比率が、平成22年度から平成25年度まで毎年度悪化してきていることに鑑みれば、一般会計からの出資金を増額するなど下水道事業の資金繰りへの対応が必要である。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 藤沢市長 鈴 木 恒 夫 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗藤沢市監査委員 中 川 隆 藤沢市監査委員 塚 本 昌 紀藤沢市監査委員 渡 辺 光 雄

# 平成25年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成25年度資金不足比率審查意見書

I 審 査 の 対 象

平成25年度市民病院事業会計資金不足比率

Ⅱ審査の期間

2014年(平成26年)8月14日から同月22日まで

#### Ⅲ審査の要領

- 1 市長から提出された平成25年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿 の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査 手続を適用した。

### IV 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成25年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比	率 名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資金	金不足比率	_	_	_		20.0

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「一」で表示している。

### 2 個別意見

平成 25 年度の資金不足比率はマイナス 41.9% となっており、平成 24 年度のマイナス 41.4% と比較すると 0.5ポイント改善している。

したがって,経営健全化基準の 20.0%と比較すると 61.9ポイント下回っており,良好な状態にあると 認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。